**狛江市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に際し、**

**契約書において追記が必要な内容の例示**

**（平成30年４月以降版）**

**１．（契約の目的及び趣旨）**

**事業者が提供するサービス内容に、「狛江市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス」を追記する。**

　第○条　事業者は、利用者に対し、介護保険法（平成９年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問介護（以下「訪問介護」といいます。）又は狛江市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスを提供します。

**２．（契約期間）**

**契約期間の要件に事業対象者の介護予防ケアマネジメントに基づく期間を追記する。**

第○条　この契約の始期は、平成　　年　　月　　日から効力を有するものとします。

２　この契約の終期は、要介護又は要支援の認定（以下「要介護認定」といいます。）を受けている利用者にあっては、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、狛江市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の要件に該当する者（以下、「事業対象者」といいます。）は介護予防ケアマネジメントに基づく期間とします。

３　第２項に規定する契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書又は口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

**３．（訪問介護計画・訪問型サービス計画）**

**提供するサービス内容の計画に介護予防ケアマネジメントに沿った訪問型サービス計画を追記する。**

第○条　事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下、「居宅サービス計画等」といいます。）に沿って、「訪問介護計画」又は狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に係る「訪問型サービス計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」又は「訪問型サービス計画」の内容を利用者及びその家族等に説明し交付するものとします。

**４．（サービス内容及びその変更）**

**提供するサービス内容の計画について、訪問型サービス計画を加えるように文言を修正する。**

**※下線部については、狛江市認定ヘルパー研修を修了した者によるサービス提供を行う場合に追記する。**

第○条　利用者が利用するサービスの内容、利用料は「重要事項説明書」のとおりです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、居宅サービス計画等の範囲内で変更が可能であり、第１条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

３　事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

４　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けない者がある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

５　事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護計画」又は「訪問型サービス計画」で定めた内容のサービスを提供します。

６　前項のサービス従業者は、介護福祉士、介護職員実務者研修を修了した者又は訪問介護員養成研修１級若しくは２級課程を修了した者とします。また、訪問型サービスＡにおいては、市が指定する研修（狛江市認定ヘルパー研修）を修了した者も含みます。

**５．（サービスの中止）**

**狛江市介護予防・日常生活支援総合事業（国基準サービス）も利用料が月単位の定額制であることをふまえ、キャンセル料等の規定に適宜修正する。**

**６．（契約の終了）**

**契約終了の要件に、「事業対象者確認において非該当になった場合」を追記する。**

第○条　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①　利用者が介護保険施設に入所した場合

②　利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された又は事業対象者確認においても非該当となった場合。

**７．（秘密保持）**

**秘密保持の内容に訪問型サービスの内容も追記する。**

第○条　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」といいます。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

２　前項により情報提供を受けた者は、事業者及び従業者と同様に第１項の適用を受け、守秘義務が生じるものとします。

３　事業者及び従業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画等立案のためのサービス担当者会議ならびに介護支援専門員（又は地域包括支援サンター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者、狛江市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

４　事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。